

平成26年3月31日

和光市長 松本 武洋 様

和光市協働推進懇話会  
会長 平 修久

平成25年度和光市協働推進懇話会報告について

和光市協働推進懇話会設置要綱第2条の規定に基づき、平成25年度調査研究結果を別紙のとおり報告します。本報告が、市の協働の推進に役立てられるよう期待します。

# 和光市の協働推進に係る 調査研究報告書

～平成25年度～

和光市協働推進懇話会

## 1 委員名簿

NO	氏名	備考
1	平 修久	聖学院大学コミュニティ政策 学科教授
2	庄嶋 孝広	市民社会パートナーズ 代表
3	谷本 有美子	公益社団法人神奈川県地方自 治研究センター 研究員
4	野口 章	和光市古民家愛好会
5	小川 澄子	和光市社会福祉協議会
6	萩原 尚	和光市自治会連合会
7	前島 祐三	和光市 政策課 課長補佐
8	上原 弘之	和光市 秘書広報課 統括主査

## 2 会議の開催

	日 時	主な検討事項
第1回	平成25年6月20日(火) 午後2時30分から午後4時45分まで	・協働事業提案制度に基づく事業評価
第2回	平成26年1月28日(火) 午後2時30分から午後4時45分まで	・和光市協働指針に基づいた、市内協働事例のとりまとめについて ・協働による業務委託の契約方法改善の検討について
第3回	平成26年2月24日(月) 午後2時30分から午後4時45分まで	・協働提案事業の報告について ・協働事業提案制度（行政提案）の応募について ・協働提案事業の評価に必要な情報について

### 3 懇話会からの提言について

#### 協働推進全般について

協働推進全般について、下記の点に留意した協働推進に期待する。

- ・ 懇話会内の協働型委託事例報告で、契約当初は、団体と市の見解の相違があったが、話し合いを続けていくなかで良い関係を築き上げて来たという印象を受けた。協働型委託により活性化する可能性のある事業があれば、市は積極的に市民団体との協働に携わって行くことが望ましい。
- ・ 職員や市民が協働についての認識を深めるためには、事例集やケーススタディ等による周知が効果的だと考える。また、「新倉ふるさと民家園の管理運営業務」等、先進的な市内協働事例に関しては繰り返し周知をすると良いのではないかと。

#### 協働事業提案制度について

協働事業提案制度は、当会の意見を踏まえ、年々改善されている。引き続き、下記の点に留意した運用を期待する。

##### (1) 協働事業提案制度全体について

- ・ 提案制度を経て実施された事業の長期的な方針を決定し、必要があれば予算を確保して次年度以降の事業を執行することが望まれる。この検討を行うことが、事業を次に活かすことにつながる。
- ・ 「第四次和光市総合振興計画」に沿ったものである必要がある。市民に計画の内容を知ってもらってから、提案募集を行うと、より内容の濃い提案がされる。

##### (2) 行政提案について

行政提案に対する提案がより活性化するためには、以下の点が必要である。

- ・ 市民団体がその事業を行ないたいという気持ちになることが大切。その為に、市民団体の活動内容を把握し、問題を投げかける場をつくる。
- ・ 応募する際のテーマ名を、楽しいイメージのものにする。「自分たちの力でなんとかしたい。」という気持ちを刺激するようなテーマ設定があることが望ましい。
- ・ 行政提案をする予定の市担当は、自らの仕事に関わりのありそうな市民団体の活動を把握し、それを踏まえた提案をした方が良い。

## 協働事業の報告、評価について

協働事業の評価について、当会の意見を踏まえ、より協働の質を維持向上できるものとなったが、さらに下記の点に留意した評価を期待する。

### (1) 協働事業の報告方法について

- ・ 目標とそれに対する達成度を明白にして欲しい。また、その達成度の根拠を示して欲しい。
- ・ 事業を体験した、受益者の感想を多く報告して欲しい。また、文字よりも写真を多用し、事業をイメージ出来る報告にして欲しい。
- ・ 平成24年度実施事業の報告会では、団体のみが発表をし、担当課は傍聴者側に座っていた。協働事業であるので、団体と担当課と一緒に発表することが望ましい。

### (2) 協働事業の評価方法について

- ・ 評価者である当会委員が、可能な範囲で事業を見学し、評価したい。
- ・ 協働事業実績報告書内の「事業の受益者以外の市民全体の満足度の向上を感じられましたか。」という質問は、調査が困難。変更を検討する必要がある。

### (3) 採択事業の審査に係わらず、事業後の評価を行うことについて

- ・ 審査に加わることによる先入観が生まれなため、率直な意見や質問が出来、評価をしやすい。

## 平成25年度和光市協働事業に関する調査結果について

当会からの提言を踏まえ実施したこの調査は、和光市協働指針に基づき大変丁寧につくられており、調査を行った和光市協働推進庁内ワーキングチームの努力がうかがえる。今回、市全体の実態を把握するということと、多くが若手職員で構成されたワーキングチームの研修として行ったことはとても効果的だった。調査を通してのワーキングメンバーの協働への理解の深まりと、ワーキングメンバーの成長による他職員の協働への理解の拡大に期待ができる。

この調査について、次のとおり提言する。

### (1) 分類の表記等について

今回の調査では、和光市協働指針に基づいた分類を行った。分類の表示方法等について、提言する。

- ・ 今回の調査報告は、「協働の形態」ごとにまとめて記載されている。「協働の主体」ごとにまとめると、違う視点から分かることがあるので、次回調査を行う際は検討して欲しい。

- ・ 協働事業か否かを判断する際、「市民団体がその事業に係わるノウハウの部分を含め専門性に秀でていること」や、「事業に係わる市民団体の活動内容にボランティア的要素があるか」が判断の材料となるのではないか。また、市が事業費を全額負担せずに、不足分を市民団体が寄付や労力の負担により遂行する事業があっても良いのではないか。
- ・ 企業の行動を協働か否か分類する際、後援名義の使用許可に関してはその事業が営利目的でないことを確認した上で許可しているとの報告があった。その他の行動に関しても、「企業の社会的責任（CSR）」からの地域貢献活動等であるかを踏まえ、さらに上記の「専門性に秀でていること」「ボランティア的要素があること」を判断材料とし、分類すると良いのではないか。
- ・ 「協定」と「補助」の事業数のカウントについて、整理する。「協定」に関しては、同内容であっても、協働の主体ごとに違う特徴の事業が生まれる可能性があるため、協働の主体ごとに別の事例としてカウントすることが望ましい。「補助」に関しては、協働の主体ごとに大きく特徴が変わるということが無い場合、制度の仕組みごとにカウントしてはどうか。

## (2) 報告、周知について

- ・ この調査を県に報告することが望ましい。県内の市町村がどのような分類で協働を定義しているのかを県が知る機会となる。

## 協働型委託を行う際の注意事項について

前年度、当会にて契約書に入れ込む必要があると提言した事項を、一部の協働型委託契約書に記載したとの報告を受けている。更に提言する。

- ・ 事業の担当者に、協働型委託であることを意識づけるため、要綱等に「この事業は和光市協働指針に基づき、協働と位置づける」等の文言を入れ込むことが望ましい。
- ・ 協働型委託を行う上で、当初の取り決めに無かった事象をどのように解決するかが大切なポイントとなる。契約書に「相互の情報を共有し連絡調整を円滑に行うため、毎月連絡調整会議を開催し、協議するものとする。」と入れ込んでいる契約書があるが、他の契約書にも記載されるよう広めて欲しい。

## 当会の意見が反映された部分

- (1) 和光市独自の協働調査として、「平成25年度和光市協働事業に関する調査」を実施した。
- (2) 協働型委託について  
協働型委託の契約書に、以下の内容を記載した。
  - ・ 契約書の甲乙表記はしない。
  - ・ 協働基本原則は、6つの項目全てを記載する。
  - ・ 事業成果は双方に帰属させることを記載する。
- (3) 協働提案制度による事業の評価における評価内容の分類について  
事業評価と協働評価に分類し、評価した。なお、事業評価は、事業スケジュール・事業成果の2点、協働評価は、プロセスの積み重ね・事業の広がり・市民満足度の向上・協働基本原則・協働の成果の5点に分けて評価した。
- (4) 協働事業実績報告書について  
次のとおり改善した。
  - ・ プロセスの積み重ねにおいて、定期的に行えないものもあるため、「定期的」という文言を削除した。
  - ・ 市民満足度の向上の項目について、「はい」に対する理由を聞くだけでなく、「いいえ」と答えた場合に対しても、その理由を確認する。
  - ・ 満足度を得られなかった部分についても確認する。